

京都市土地開発公社の解散に向けた取組の進ちょく状況について

京都市土地開発公社（以下「公社」という。）につきましては、平成24年度に「公社の今後の在り方に係る方針」（以下「方針」という。[参考1](#)を参照）を定め、公社保有地の解消に係る財政負担ができるだけ本市財政運営に大きな影響を与えないよう、平成25年度以降15年をかけて全ての保有地を解消した後、公社を解散することとしました。併せて、それまでの間は、公社において可能な限り有利な条件で資金調達することで、保有地の簿価額の増加を圧縮するとともに、公社経営において本市の財政負担が生じないように、公社の管理経費を極小化することとしました。

この方針を平成25年4月22日の経済総務委員会に御報告し、以降、公社の解散に向けた取組を着実に推進しています。また、この方針において、毎年度当初の経済総務委員会に、解散に向けた取組の進ちょく状況を報告することとしているため、平成25年度の取組実績及び平成26年度の取組計画の内容について、御報告いたします。

**参考1** 公社の今後の在り方に係る方針（平成25年4月22日 経済総務委員会資料）

公社保有地の解消に係る財政負担ができるだけ本市財政運営に大きな影響を与えないよう、次の措置を講じることにより、平成25年度以降15年で保有地を解消した後、公社を解散します。

それまでの間は、公社において可能な限り有利な条件で資金調達することで、保有地の簿価額の増加を圧縮します。併せて、公社経営において本市の財政負担が生じないように、公社の管理経費を極小化します。

① 公社の業務の限定

保有地を解消するため、公社による公共用地の先行取得は行わず、本市及び本市以外の者への保有地の売却を進めます。

また、公社の独自財源で管理経費を賄えるよう、引き続き、駐車場経営や保有地の貸付けを計画的に実施します。

② 保有地の解消

保有地に係る利用目的等を精査したうえで、公共目的で活用する予定のものについては、本市が買戻しを行います。それ以外のものについては、本市が買戻したうえで売却するか又は公社の準備金（平成24年度末約23億円）により売却時の損失（時価が簿価を下回る場合の差額）を処理できる範囲内で公社が本市以外の者に直接売却します。これらのことにより、全ての保有地を15年で解消します。

買戻しにおいては、公共用地先行取得等事業債（以下「先行債」という。）の元利償還額がピークを迎える平成28年度から30年度までの間は買戻しのペースを抑制し、先行債の元利償還額が減少し始める平成31年度以降に買戻しのペースを上げることにより、本市財政負担額を単年度で最大約40億円に抑え、本市財政負担の年度間の平準化を図ります。

[参考2](#)を参照）

③ 公社の資金調達における金利負担の圧縮

金融機関からの借入よりも有利な条件で資金を調達できるため、これまでにおいても発行した実績のある公社債を、公社を解散するまでの間、最大限発行することにより、より一層、金利の増加を抑制します。

④ 公社の管理経費の極小化

平成24年度に約6,020万円を要していた管理経費について、次の取組を実施することによ

り、平成 25 年度には約 900 万円にまで大幅に削減し、平成 29 年度以降は毎年度約 370 万円にまで削減します。

なお、当該管理経費については、駐車場経営や保有地の貸付けによる収入により、必要な財源を確保します。

ア 役員体制の見直し（理事長を本市OB職員から本市職員（無報酬）に変更、監事の減員及び報酬削減）

イ 公社への本市職員（2名）派遣の廃止

ウ 公社の専従職員の廃止

エ 公社執務室（朝日ビルを賃借）の閉鎖及び財産活用促進課内への設置

⑤ 解散に向けた進ちょく状況の報告等

今後、次の方法により、公社の解散に向けた保有地の解消等を確実に履行するとともに、議会及び市民の皆様に対し責任の所在を明確にします。

ア 公社の解散に向けた取組（保有地の解消及び管理経費の極小化）の進ちょく状況（買戻しや売却した土地の明細、予定した計画との比較、金利状況、残余の土地の現状等）について、毎年度当初の経済総務委員会に報告します。

イ これにより定期的に議会のチェックを受け、審議内容をその後の取組に反映します。

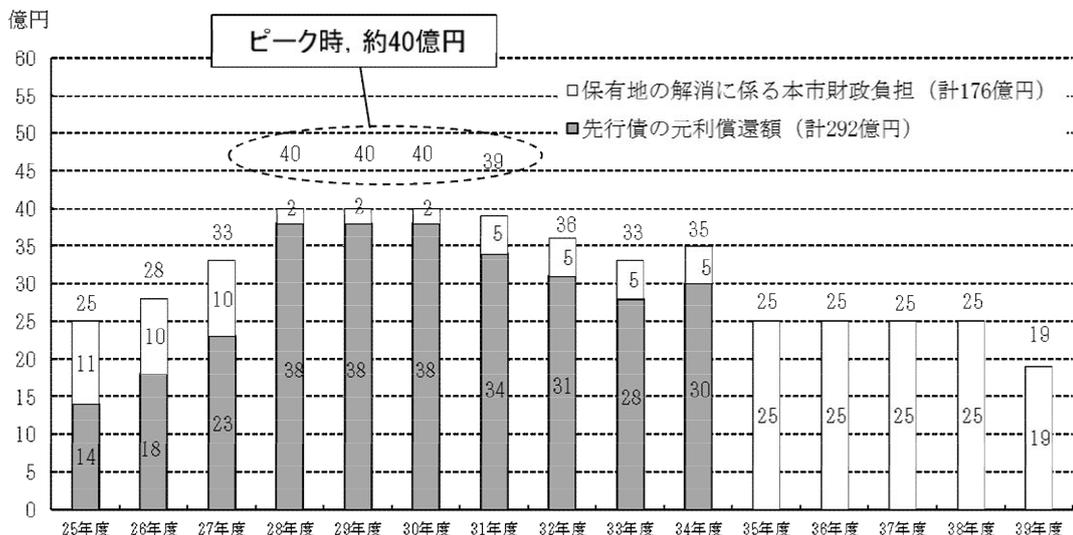
ウ 経済総務委員会への報告後、本市ホームページにおいて、これらの内容を公表します。

⑥ 解散までの期間の厳守

平成 25 年度から 15 年間で厳密に期間を区切ることとし、その間に、各年度の買戻し等に必要予算を優先的に確保して、着実に保有地の解消を図り、15 年後に必ず解散することとします。

なお、経済情勢の大幅な好転等があれば、本市の財政状況を踏まえ、その期間の短縮に努めます。

参考 2 保有地の解消に係る本市財政負担（平成 25 年 4 月 22 日 経済総務委員会資料）



(注 1) 平成 24 年度末の簿価額約 187 億円に解散までの発生利息分見込み約 12 億円を加えた約 199 億円が解散までに解消しなければならない保有額である。この額から、その解消に充てることができる公社準備金約 23 億円を差し引いた 176 億円が、上記「保有地の解消に係る本市財政負担」(白棒)の合計である。

(注 2) 全ての保有地を買い戻す場合の本市財政負担額は、この 176 億円であるが、公社が本市以外の者に直接売却した保有地については、その分だけ本市が買い戻さなければならない保有地が減少し、本市の財政負担が軽減される。

(注3) 本市が買い戻した後に売却した場合については、その売却収入の分だけ本市の財政負担が軽減される。

## 1 平成 25 年度の実績

### (1) 公社の業務の限定

公社による新たな公共用地の先行取得は行わず、本市及び本市以外の者への保有地の売却を進めました。また、駐車場経営や保有地の貸付けにより約 40 百万円の独自財源を確保して、公社の管理経費を賄いました。

### (2) 保有地の解消

平成 25 年度において、公社は、次の表のとおり当初の縮減計画に掲げた 4 件 (11 億 23 百万円) の保有地を売却するとともに、当初の縮減計画以外に 3 件 (9 億 56 百万円) の保有地の売却及び評価換えを行い、合計で 7 件、20 億 79 百万円の簿価を縮減しました。この結果、平成 25 年度末簿価額は、同年度中の支払利息等を含め、約 168 億円となりました (参考 3 を参照)。

#### 平成 25 年度保有地縮減実績

##### 保有地縮減計画により縮減した保有地

(金額の単位：百万円)

区 分	事 業 名	面 積 (㎡)	縮減簿価額 (平成 24 年度末)	進ちよく状況		
				時期	買受者	売却額
本市が買い戻した保有地	改進城南宮道	217	69	H25.5	本市	70
	西野山大宅線	747	255	H26.3	本市	260
公社が本市以外の者に売却した保有地	二条駅地区土地文化施設整備	1,511	641	H26.2	学校法人	1,404
	養正地区住宅改良	206	158	H25.5	有限会社・個人	12
計		2,681	1,123			1,746

##### 保有地縮減計画以外に縮減した保有地

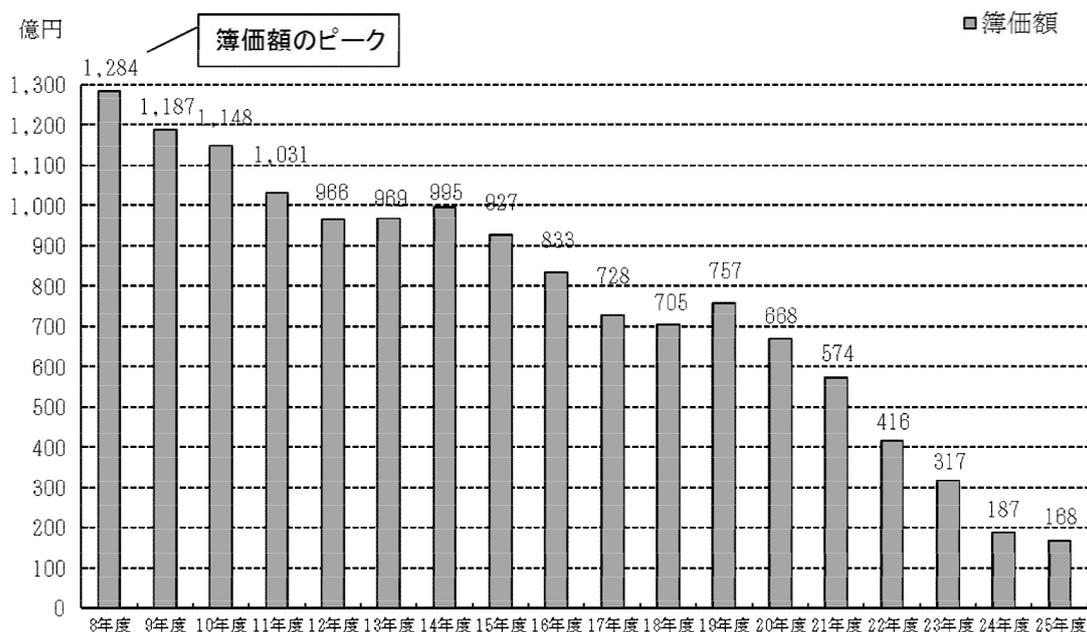
(金額の単位：百万円)

区 分	事 業 名	面 積 (㎡)	縮減簿価額 (平成 24 年度末)	進ちよく状況		
				時期	買受者	売却額
公社が本市以外の者に売却した(する予定の)保有地	西京区川島流田町	227	16	H25.8	株式会社	62
	南区久世大藪町	114	6	H26.1	株式会社	12
	南部土木事務所	-	934	H26.3 一般競争入札で落札 〔落札金額：666 落札者：株式会社〕 H26.4 売買契約締結予定		
計		341	956			74

合 計	3,022	2,079			1,820
-----	-------	-------	--	--	-------

(注) 南部土木事務所 (平成 24 年度末簿価額 14 億 28 百万円) については、本市が買い戻さず、本市以外の者に直接売却することから、土地開発公社経理基準要綱第 25 条に基づき、時価 (鑑定評価額 4 億 94 百万円) に評価換えを行った。評価換えの結果、9 億 34 百万円の評価損が生じ、同額簿価が減少した。この評価損は準備金で補填した。

参考3 公社保有地の簿価額の推移



(3) 公社の資金調達における金利負担の圧縮

保有地を売却したことによる借入金の減少及び長期借入からより低利の公社債を中心とした資金調達への見直しの結果、平成25年度の金利負担は、平成24年度(約4億18百万円)に比べ大幅に減少し、約1億28百万円となりました。

公社債の状況

区分	内容
発行日	平成25年4月22日
発行額	130億円
金利	0.319%
償還方法	5年満期一括償還

残りの資金の調達状況

区分	長期借入	短期借入
調達額	20億円	上限40億円
金利	0.975%	1.475% (現在の金利)
償還方法	3年満期一括償還 (平成28年3月満期)	—

#### (4) 公社の管理経費の極小化

平成 25 年度から次の取組を実施しました。その結果、平成 25 年度の管理経費は、平成 24 年度 (6,022 万円) に比べ、約 8 百万円と大幅に削減することができました。

##### ア 役員体制の見直し【平成 25 年 4 月から実施済み】

- ・ 理事長を本市OB職員から財政担当局長（無報酬）に変更
- ・ 2名の監事（弁護士，公認会計士・税理士）を1名（公認会計士・税理士）に減員し，1名当たりの報酬も半額に削減
- ・ 副理事長を財政担当局長（無報酬）から行財政局財政部経営改革担当部長（無報酬）に変更

##### イ 公社への本市職員（2名）派遣の廃止【平成 25 年 4 月から実施済み】

本市職員の派遣を廃止し，財産活用促進課の業務のほか公社業務にも従事する財産管理・土地開発公社担当課長及び担当係長，その他非常勤嘱託員1名を財産活用促進課に配置

##### ウ 公社の専従職員の廃止【平成 25 年 3 月末に実施済み】

公社専従職員（職員1名，常勤嘱託員1名及び非常勤嘱託員2名）を廃止

##### エ 公社執務室の閉鎖【平成 25 年 6 月末に実施済み】

公社執務室（朝日ビルを賃借）を閉鎖し，平成 25 年 7 月から財産活用促進課内に執務室を設置

#### (5) 解散に向けた進ちょく状況の報告等

平成 25 年 4 月 22 日の経済総務委員会への報告後，公社の解散に向けた取組の進ちょく状況等を本市ホームページで公表し，広く市民の皆様に対して情報提供を行いました。

#### (6) 解散までの期間の厳守

平成 25 年度については，当初の縮減計画を上回る 7 件の本市及び本市以外の者への保有地の売却及び評価換えを行い，着実に保有地を解消しました。

## 2 平成 26 年度 of 取組計画

### (1) 公社の業務の限定

公社による新たな公共用地の先行取得は，引き続き行いません。

また，保有地の縮減に伴い，平成 25 年度と比較して駐車場経営や保有地の貸付けに係る収入は減るものの，30 百万円を確保し，公社の管理経費を賄ってまいります。

### (2) 保有地の解消

平成 26 年度において，公社は，平成 25 年度末簿価額で 14 億 98 百万円の保有地の売却を計画しています。具体的には，次の表のとおり，本市が公社から保有地を買い戻すとともに，公社から本市以外の者への直接売却を進めます。

なお，公社から本市以外の者への直接売却については，本市財政負担の軽減につながるため，この表に掲げたもの以外の保有地の積極的な売却に努めます。

平成 26 年度保有地縮減計画

(金額の単位：百万円)

区 分	事 業 名	面 積 (㎡)	縮減簿価額 (平成 25 年度末見込)
本市が買い戻す 保有地	深草墓園	302	178
	羽束師橋関連道路	410	120
	小山大宅線	702	175
	横大路小学校拡張残地	703	531
	小 計	2,117	1,004
公社が本市以外 の者に売却する 保有地	南部土木事務所	3,236	494
	小 計	3,236	494
計		5,353	1,498

(3) 公社の資金調達における金利負担の圧縮

公社債及び長期借入金の内容については、平成 25 年度と変更はありませんが、短期借入金については、その上限を平成 25 年度の 40 億円から、平成 26 年度は 20 億円に減少させ、金利負担は約 91 百万円となる見込みです。

(4) 公社の管理経費の極小化

平成 25 年度から実施した役員体制の見直しや公社への本市職員の派遣の廃止などの取組を継続することで、公社の管理経費予算については、平成 26 年度は 7 百万円に削減しました。

(5) 解散に向けた進ちょく状況の報告等

平成 25 年度に引き続き、公社の解散に向けた取組の進ちょく状況等を、本市ホームページにおいて公表し、広く市民の皆様に対して情報提供を行います。

(6) 解散までの期間の厳守

本市は、公社保有地の買戻しに係る予算として、10 億 17 百万円を確保しました。また、公社から本市以外の者への直接売却の拡大に努め、着実に保有地を解消してまいります。

## 平成25年度末 京都市土地開発公社保有地一覧

## 1 先行取得の目的に沿った利用を図るもの

No.	事業名	所在地	先行取得 時期	面積 (㎡)	先行取得 依頼局	これまでの取得から 現状に至る経過等	保有額 (百万円)	時価額 推計 (百万円)
1	榎木町（妙満 寺跡）	中京区寺 町通二条 下る榎木 町	昭和41年度	5,720	建設局 (所管替え により、 現在は、行 財政局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妙満寺の移転に伴い、公共施設建設用地として、当分の間、公共用の有料駐車場として利用することを前提に先行取得。</li> <li>・昭和42年度から平成8年度まで、寺町駐車場（有料駐車場）として利用。</li> <li>・昭和59年度に、用地の一部を消防庁舎建設のために買戻し。</li> <li>・平成9年度から、暫定的に、会議室、公用駐車場等として、本市が利用中。</li> <li>・平成22年度から、暫定的に、寺町自転車臨時駐車場として、京都市都市整備公社が利用中。</li> <li>・今後の市庁舎整備計画に合わせ、本市が買戻す予定。</li> </ul>	347	2,156
2	崇仁地区住宅 改良	下京区上 之町他	昭和47年度 ～平成20年 度	547	住宅局 (現 都市 計画局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崇仁地区における住宅地区改良事業用地として、先行取得。</li> <li>・崇仁地区は、昭和35年度から国の認可を受けて事業を開始。それぞれの地区の事業計画に沿って、改良住宅用地、道路用地、緑地用地等として、事業進捗状況に応じて、本市が順次買戻しを行ってきた。</li> <li>・今後も、事業の進捗に合わせて、本市が買戻す予定。</li> </ul>	475	36
3	深草墓園	伏見区深 草石峰寺 山町	平成2年度	302	衛生局 (現 保健 福祉局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深草墓園の将来の拡張計画事業用地として、先行取得。</li> <li>・財政状況の悪化等から計画を進めることができず、現在まで更地のまま保有。</li> <li>・深草墓園のバリアフリー対応の新事務所建築用地として使用するため、平成26年度に本市が買戻す予定。</li> </ul>	178	31
4	羽束師橋関連 道路	伏見区羽 束師志水 町	平成20年度	410	建設局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽束師橋関連道路事業用地として、先行取得。</li> <li>・平成13年度から、河川改修工事と並行して事業が進行中。事業の進捗に合わせて、順次本市が買戻しを行ってきた。</li> <li>・平成26年度に本市が買戻す予定。</li> </ul>	120	31
小 計				6,979			1,120	2,254

## 2 先行取得の目的に沿った利用を図る予定であるが、事業が中断又は遅れているもの

No.	事業名	所在地	先行取得 時期	面積 (㎡)	先行取得 依頼局	これまでの取得から 現状に至る経過等	保有額 (百万円)	時価額 推計 (百万円)
5	大津淀線残地	伏見区深 草谷口町	昭和38年度	2,379	建設局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府道「大津淀線」（都市計画道路「深草大津線」）の整備用地及び代替地として、先行取得。</li> <li>・本件土地の一部がこの都市計画道路の区域に含まれており、その余の部分が代替地である。</li> <li>・この都市計画道路は、昭和39年から事業を開始し、全長4.61kmのうち、完成済区間は1.67km、未完成区間は2.94kmである。</li> <li>・平成22年度の都市計画道路の見直しにおいて、検証の結果、「存続」と評価。</li> <li>・道路の拡幅工事は完了済みであり、当該道路拡幅部分を道路区域とし、今後、本市が買戻す。残地部分（代替地用地）については、公社から直接売却する予定。</li> </ul>	44	318

No.	事業名	所在地	先行取得時期	面積 (㎡)	先行取得 依頼局	これまでの取得から 現状に至る経過等	保有額 (百万円)	時価額 推計 (百万円)
6	洛南排水機場 拡張	伏見区横 大路千両 松町	昭和48年度	1,056	都市計画局 (所管替え により、 現在は、上 下水道局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伏見西部第三地区土地区画整理事業区域内にあり、当区域の市街化に伴う洛南排水機場への雨水の流入量増加に対応するため、拡張用地として先行取得。</li> <li>・市街地の形成の遅れにより、現状では施設拡張の緊急性が高まっていないため、事業着手には至っていない。</li> <li>・今後、本市が買い戻す予定。</li> </ul>	193	72
7	北部周辺整備	左京区大 原大見町	平成2年度	44,317	建設局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画公園「大見公園」（昭和55年12月都市計画決定）の整備用地として、先行取得。</li> <li>・昭和54年度に「京都市北部周辺地域（大見地区）整備構想」を、昭和55年度に「京都市北部周辺地域整備拠点（大見地区）整備基本計画」を、それぞれ発表した。</li> <li>・昭和56年度から、大見公園に至る道路事業「市道大原花背線」の工事を開始したが、平成2年度に休止し、平成6年度には、公園整備計画を凍結。</li> <li>・平成17年度に上記計画を見直し、新たに「北部周辺地域整備事業大見地区基本計画」を策定した。</li> <li>・上記道路事業については、平成11年度、12年度、17年度の再評価では事業継続とされたが、平成22年度には事業休止とされた。</li> <li>・平成25年4月の都市計画公園の見直しにおいて、検証の結果、「存続」と評価。</li> <li>・今後、本市が買い戻す予定。</li> </ul>	137	159
8	伏見処理場拡張	伏見区横 大路菅本 他	平成5・6 年度	17,383	下水道局 (現上下 下水道局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伏見西部第四地区土地区画整理事業区域内にあり、当区域の市街化による流入下水量の増加、施設の改築更新及び高度処理化に備えた拡張用地として先行取得。</li> <li>・市街地の形成の遅れや、景気の低迷による水需要の減少から、現状では施設拡張の緊急性は高まっておらず、事業着手には至っていない。</li> <li>・平成19年4月から、暫定的に、一部を従業員用の駐車場用地として、公社が民間企業に有償貸付中。</li> <li>・今後、本市が買い戻す予定。</li> </ul>	4,825	1,148
9	小山大宅線	山科区四 ノ宮奈良 野町	平成7年度	702	都市建設局 (現建設 局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山科区東部地域の交通状況改善、当該地域と国道1号を結ぶ幹線道路整備のため、市道「小山大宅線」道路事業用地として先行取得。</li> <li>・この市道は、昭和44年から事業を開始し、全長2.9kmのうち、国道1号との接続部周辺を除く約2.5kmについては、完成済。</li> <li>・交通量の多い国道1号との接続について、関係機関との協議が難航しており、本件土地を含む未完成区間(北進ルート)の整備は進捗していない(ただし、平成21年度に国道1号の側道に通ずる西側のルートを整備済み。)</li> <li>・本件土地は、両側の土地の出入に必要な土地であり、それらの土地と一体で農園として利用されているため、適正な管理に努める。</li> <li>・平成26年度に本市が買い戻す予定。</li> </ul>	175	20

No.	事業名	所在地	先行取得時期	面積 (㎡)	先行取得 依頼局	これまでの取得から 現状に至る経過等	保有額 (百万円)	時価額 推計 (百万円)
10	久世橋通関連	南区上鳥羽南花名町	平成12年度	227	建設局	<ul style="list-style-type: none"> <li>公拡法に基づく用地所有者からの買取り申出により、京都高速道路「久世橋線」（平成5年3月都市計画決定）の下を通る久世橋通の拡幅用地として先行取得。</li> <li>平成21年4月から平成25年3月まで、公社が民間企業の看板用地として有償貸付。</li> <li>京都高速道路5路線のうち、3路線（久世橋線、堀川線、西大路線）については、最新の交通量調査や将来の交通量予測などを基に、事業の必要性等を検証中であり、計画の存廃を決定後、本市が買い戻すか、準備金の範囲内で公社から直接売却する予定。</li> </ul>	82	38
小 計				66,064			5,456	1,755

### 3 先行取得目的に沿った利用が見込めず、他の目的での利用又は本市以外の者への売却を検討するもの

No.	事業名	所在地	先行取得時期	面積 (㎡)	先行取得 依頼局	これまでの取得から 現状に至る経過等	保有額 (百万円)	時価額 推計 (百万円)
11	五条橋東六丁目	東山区五条橋東六丁目他	昭和57年度	2,034	建設局	<ul style="list-style-type: none"> <li>交換により、公共事業代替地として取得。</li> <li>昭和63年9月から、暫定的に、公社が有料駐車場を設置、運営中。</li> <li>今後、本市が買い戻すか、準備金の範囲内で公社から直接売却する予定。</li> </ul>	1,458	201
12	久世地区住宅改良	南区久世大築町	昭和58年度	317	住宅局 (現 都市計画局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>久世地区の将来の用地不足に備え、公共施設用地として先行取得。</li> <li>その後、公共施設用地として利用されないまま、平成8年度に住宅地区改良事業は終了した。</li> <li>今後、本市が買い戻すか、準備金の範囲内で公社から直接売却する予定。</li> </ul>	162	22
13	楽只地区住宅改良	北区紫野上御輿町他	昭和59年度～平成9年度	2,544	住宅局 (現 都市計画局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅や公共施設の建替用地として、千本通東側及び西側の民有地をそれぞれ先行取得。</li> <li>その後、市営住宅の修繕工事の際の資材置場として利用。</li> <li>現在、暫定的に、一部を子供の学びと活動のための畑等として、本市が利用中。</li> <li>今後、楽只・鷹峯市営住宅団地再生事業を進める中で利用の可否を決めることとしており、その検討状況を踏まえ、本市が買い戻すか、準備金の範囲内で公社から直接売却する予定。</li> </ul>	3,709	474
14	改進黨地区住宅改良	伏見区竹田狩賀町他	平成元・3・8年度	267	住宅局 (現 都市計画局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険住宅対策事業（老朽化が著しく居住するのに不適當な状態にある住宅の土地・建物を買収し除却するもの）のため、先行取得。なお、同事業は、平成13年度末に終了した。</li> <li>平成23年度に、取得した土地の一部を「第二児童福祉センター駐車場」として買い戻し、その後、供用を開始している。</li> <li>今後、本市が買い戻すか、準備金の範囲内で公社から直接売却する予定。</li> </ul>	310	17
15	横大路小学校拡張残地	伏見区横大路天王前他	平成2年度～4年度	4,690	教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>伏見西部第四地区土地区画整理事業区域内にあり、人口流入に伴う児童数増等を見込み、横大路小学校の拡張用地として先行取得。</li> <li>将来の児童数見込み等に基づく小学校移転計画のための必要面積として、平成24年度に7,362㎡を買い戻しており、本件土地はその残地である。</li> <li>平成26年度に一部（703㎡）を本市が買い戻す予定。</li> </ul>	2,988	330

No.	事業名	所在地	先行取得時期	面積 (㎡)	先行取得 依頼局	これまでの取得から 現状に至る経過等	保有額 (百万円)	時価額 推計 (百万円)
16	中京まち美化事務所	中京区西ノ京藤ノ木町他	平成6年度	2,076	清掃局 (現 環境政策局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当時の中京清掃事務所（昭和38年建設）の建替え用地として、先行取得。なお、地上には市有建物があり、この建物は民間からの寄付により取得。</li> <li>・平成7年度から平成10年度までは、土地を有効活用するために、他の施設の併設などを検討していたが、条件が整わなかったため、中京まち美化事務所単独での移転改築計画を進めることとした。</li> <li>・しかし、その後、平成23年度にまち美化事務所を再編し、中京まち美化事務所は東部及び西部のまち美化事務所に統合したため、移転改築が不要となった。</li> <li>・現在、暫定的に、市有物品の保管場所及びごみ収集車の積替え作業場所として、本市が利用中。</li> <li>・今後、本市が買い戻すか、準備金の範囲内で公社から直接売却する予定。</li> </ul>	978	484
17	南部土木事務所	南区西九条菅田町	平成8年度	3,236	建設局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部土木事務所の移転用地として、先行取得。</li> <li>・平成9年度から、暫定的に、北側の用地の一部を同事務所資材置場として、本市が利用中。</li> <li>・平成19年5月から南側の用地を、また、平成20年11月から北側の用地の一部を、平成26年3月まで暫定的に、それぞれ駐車場用地として、公社が駐車場運営会社に有償貸付を行った。</li> <li>・平成21年5月に、現在の南部土木事務所に隣接する土地を確保することができたため、移転の必要はなくなった。</li> <li>・平成26年3月の一般競争入札で落札済みであり、同年4月に売買契約締結予定。</li> </ul>	494	494
18	宅地開発要綱用地	南区吉祥院石原長田町	昭和50年度	1,021	都市計画局 (公拡法事務の所管替えにより、現在は、行財政局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地開発要綱に基づき、本市の公共事業又は公益事業の施行に伴う代替地として利用する目的で、宅地開発事業施行者から取得。</li> <li>・平成13年11月から、暫定的に、公社が有料駐車場を設置、運営中。</li> <li>・今後、本市が買い戻すか、公社から直接売却する予定。</li> </ul>	65	92
19		北区鷹ヶ峯土天井町	昭和53年度	278		<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地開発要綱に基づき、本市の公共事業又は公益事業の施行に伴う代替地として利用する目的で、宅地開発事業施行者から取得。</li> <li>・平成13年11月から、暫定的に、公社が有料駐車場を設置、運営中。</li> <li>・今後、本市が買い戻すか、公社から直接売却する予定。</li> </ul>	22	40
小 計				16,463			10,186	2,154
合 計				89,506			16,762	6,163

- 注1 上記の区分は、現時点での検討状況を表すものであり、今後の状況の変化に伴い、変更する可能性がある。
- 注2 先行取得依頼局の欄における（ ）の表記がないものは、先行取得依頼局と現在の所管局が同一である。
- 注3 保有額の欄の金額は、平成25年度末時点（見込）のものである。
- 注4 時価額推計の欄の金額は、できるだけ正確に推計するため、固定資産税路線価を0.7で割り戻して実勢価格と同水準としたうえで、各保有地の画地条件に応じて補正を行い、その補正後の単価に面積を乗じて算出。  
ただし、次の保有地については、それぞれに記載した方法により算出。
- ア 崇仁地区住宅改良及び横大路小学校拡張残地  
現在、これらの保有地は、複数の箇所があり、平成24年度中にその一部を買い戻したが、同年度末に残る保有地の箇所及びその形状が未確定であったため、保有地周辺の複数の固定資産税路線価を平均して得た額に面積を乗じることで算出。
- イ 北部周辺整備  
固定資産税の路線価が付設されていない地域にあるため、当該地域の標準宅地の価格（2,800円/㎡）を0.7で割り戻したうえで、画地条件に応じて補正を行い、その補正後の単価に面積を乗じて算出。
- ウ 南部土木事務所  
平成25年度末に鑑定評価で時価に評価換えを行ったため、その鑑定評価額とした。